

景品表示法及び特定商取引法への消費者団体訴訟制度の導入に伴う消費者契約法上の論点について

平成 20 年 2 月 7 日
国民生活審議会消費者政策部会
消費者契約に関する検討委員会

1. 現内閣においては、生活者・消費者が主役となる社会を実現する「国民本位への行財政への転換」が政策の重要課題として位置付けられ、各省庁縦割りになっている消費者行政を統一的・一元的に推進することが掲げられている（第 169 回通常国会における福田内閣総理大臣施政方針演説）。

景品表示法及び特定商取引法への消費者団体訴訟制度の導入は、消費者利益の擁護を図るうえで極めて有益と考えられるが、その際、上記のような消費者行政の統一化・一元化の要請を踏まえつつ、申請者である消費者団体及び認定後の適格消費者団体の事務負担を軽減し、行政コストの効率化を図るとともに、事業者の過大な応訴負担や訴訟不経済といった弊害を可及的に排除する観点から制度設計をすることが適当である。

2. 三法は、いずれも、消費者取引の適正化により消費者の利益を擁護しようとするものである点において共通していることや、現在の消費者契約法上の認定要件及び欠格事由のうち、「目的及び活動実績」（消費者契約法第 13 条第 3 項第 2 号）の要件についても、「不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うこと」とある規定の中に景品表示法及び特定商取引法上の不当行為を抑止するための活動を読み込むことができること等を踏まえると、認定・監督及び訴訟手続を消費者契約法に一本化すべきである。具体的には、消費者契約法に基づき内閣総理大臣により認定された適格消費者団体が、景品表示法及び特定商取引法上の差止請求権をも行使することができることとしつつ、これらの差止請求権の行使について、関連実体法規である消費者契約法第 4 条、特定商取引法第 9 条の 2、景品表示法第 4 条等の解釈に委ねるのはもとより、現在の消費者契約法第 12 条第 5 項第 2 号や同法第 44 条、第 45 条等の規定の解釈・適用による規律に委ねることが適当と考えられる。

3. こうした場合、消費者契約法により認定された適格消費者団体が景品表示法及び特定商取引法上の差止請求権を行使し得ることになるため、適格消費者団体の認定及び監督の適切な実施・運用を図る観点から、消費者契約法において、内閣総理大臣から公正取引委員会及び経済産業大臣に対する意見聴

取に関する規定を設けるなど連携を図るとともに、適格消費者団体による差止請求権の行使状況について情報共有をするための措置を講ずるのが適当と考えられる。

4. 以上の検討を踏まえ、政府においては、景品表示法及び特定商取引法に消費者団体訴訟制度を導入するに際し、消費者行政を統一的・一元的に推進する観点から、消費者契約法についても所要の措置を講ずることにより、消費者利益の擁護により資する制度とすべきである。